

(支部協議会の招集)

第13条 支部協議会は、第16条の規程により支部組合員が招集する場合を除いて、支部長が招集し、議長は、その支部協議会で選任する。

(通常支部協議会の招集)

第14条 通常支部協議会は、毎事業年度開かれる組合総会(総代会)前に、招集しなければならない。

(臨時支部協議会の招集)

第15条 臨時支部協議会は、必要に応じ、支部理事会の議決を経て何時でも招集することができる。

- 2 支部組合員が、総支部組合員の3分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を支部長に提出して、協議会の招集を請求したときは、支部理事会は、その請求のあった日から20日以内に、臨時支部協議会を招集することを決しなければならない。

(支部組合員による支部協議会の招集)

第16条 前条第2項の規程により臨時協議会を請求した支部組合員は、その請求した日から10日以内に支部長が支部協議会招集の手続きをしないときは、組合理事長の承認を得て臨時支部協議会を招集することができる。この場合における議長は、その臨時支部協議会において選任するものとする。

(支部協議会招集の手続き)

第17条 支部協議会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び、日時、場所等を明示した書面を支部組合員名簿に記載してある支部組合員の住所宛に送付して行うものとする。

(延期又は続行の決議)

第18条 支部協議会において、延期又は続行の決議をすることができる。

(支部協議会の議決事項)

第19条 次に掲げる事項は、支部協議会の議決を経なければならない。

- ① 運営規程の変更
- ② 役員の選任
- ③ 毎事業年度の収支予算及び、事業計画の設定又は変更
- ④ 毎事業年度の決算承認
- ⑤ 支部組合員に対する、支部運営費の賦課及び徴収の方法
- ⑥ 振興計画の作成及び実施
- ⑦ 支部組合員の共済事業
- ⑧ 共済規程の設定、変更又は廃止
- ⑨ 共済金の削減又は共済金の追徴
- ⑩ その他、この運営規程で定めた事項

第20条 支部協議会では、組合の総代会及び理事会の議決事項について、反対議決することはできない。

(支部協議会の議事)

第21条 支部協議会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。代理人によって議決権を行使する支部組合は出席したものとみなす。

- 3 支部協議会においては、支部組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項について、議決することができる。

(支部協議会の議事録)

第22条 支部協議会の議事録は、議事の結果を記載する。

(議決権及び選挙権)

第23条 支部組合員は、支部協議会に於いて、各々1個でかつ平等の議決権及び選挙権を有するものとする。

- 2 支部組合員は、代理人をもって、第17条の規程により、あらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を、行使することができる。ただしその支部組合員の親族若しくは従業員でなければ代理人となることができない。
- 3 代理人は、1名以上の支部組合員を、代理することができない。